

○ 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第四十三条 前三条の規定は、土壤汚染対策法第三条第一項若しくは第五条の規定による土壤汚染状況調査を実施した土地、同法第三条第七項若しくは第四条第一項の規定による届出を行った土地又は同法第十四条第一項の規定による申請が行われた土地（同条第三項の規定により当該申請に係る調査が土壤汚染状況調査とみなされるものに限る。）については、適用しない。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第四十三条 前三条の規定は、土壤汚染対策法第三条第一項若しくは第五条の規定による土壤汚染状況調査を実施した土地、同法第四条第一項の規定による届出を行った土地又は同法第十四条第一項の規定による申請が行われた土地（同条第三項の規定により当該申請に係る調査が土壤汚染状況調査とみなされるものに限る。）については、適用しない。</p>